

一宮町長
馬淵 昌也

9月8日の夜から9日の朝にかけて来襲した台風15号は、千葉県に大きな被害をもたらしました。被害の程度は非常に重く、現在もなお復旧作業が続いております。被害を蒙られた皆様は、心よりのお見舞いを申し上げます。

一宮町では、おおむね断水はなく、停電の範囲・期間も他の市町村よりは限定的でした。また、道をふさぐ倒木も比較的少数でした。しかし、農業関係、そして建物関係には、やはり大きな被害が出ました。わたくしは、できる限り現場へ伺って実態把握に努めました。また、お宅によっては復旧が容易でないほどの損壊を受けられ、大変心が痛みました。

今回の台風については、国が「激甚災害」に指定しました。激甚災害となると、農地や農業施設の被害についての補助を行う「災害復旧国庫補助事業」の補助率がかさ上げとなります。国による財政支援が普段よりも手厚くなされます。また、中小企業についても、災害復旧貸付等の特例措置が講じられます。

これまで、住宅の一部損壊は、公的補助の対象になりませんでした。しかし、今回は、事態の深刻さを受けて、国土交通省が中心となり、国が修理の

補助金を出すことになりました。自治体が修理費補助金制度を設けて、その大部分を国が負担する運びだということです。9月24日の朝日新聞によれば、補助率は修理費の2割程度が目安だそうです。

また、内閣府は、住宅の損壊レベルの認定について、台風後の雨の被害の状況も加味して、一部損壊レベルでも状況によって半壊や全壊に認定するなど、弾力的に運用するよう、自治体に通知を出しました。

こうした、事後の復旧に対する国の補助は、被害の激しさを受けて、従来よりも手厚くなる見通しです。そこで、皆様にお願いです。被害について、写真などの証拠を出来る限り残しておいてください。補助制度への申請に必要です。補助の方針が確定しましたら、速やかに皆様ご案内差し上げます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

今回の台風では、危機管理の責任を負う立場における認識の甘さ等が問題となりました。わたくし自身も、こうした批判を自らの問題として、危機管理時の責任者の任務の重さに自覚を高めてゆきたいと思えます。学ぶことの多い台風でした。